

特別企画展「夢と希望と困難と～昭和の働く女性～」図録正誤表

本図録に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
17	婦人参政権 解説文	平塚ていてう	平塚らいてう
29	労働基準法	掲載されている条文は改正を重ねた現行法のものであり、制定当時の条文は以下の通り。ただし、女性に関わる条文だけを取り上げる。 第一章 総則 (男女同一賃金の原則) 第四条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをしてはならない。 第六章 女子及び年少者 (坑内労働の禁止) 第六十四条 使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。 (産前産後) 第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 (育児休暇) 第六十六条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間のほか、一日二回各々少なくとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。 (生理休暇) 第六十七条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。	